

不適正処理事案に係る特定支障除去等事業の概要について



環境省は、三重県知事及び滋賀県知事より提出のあった不適正処理事案に係る特定支障除去事業の実施計画(案)について、平成24年6月7日付けで同意しました。

各事案の概要は以下の通りです。

(1) 三重県四日市市における不適正処理事案の概要等

安定型産業廃棄物最終処分場等において、許可容量及び許可区域を越えた埋立が行われたこと、また許可外の廃棄物の埋立処分が行われたこと等により、高濃度の硫化水素やメタンガスが発生し、悪臭や火災発生のおそれなどの生活環境保全上の支障等を生じさせた。

- ・投棄面積:19,784m²
- ・投棄時期:平成9年9月～
- ・廃棄物の種類:廃プラスチック類、建設廃材、木くず等
- ・廃棄物量:340,000m³(ボーリング調査結果等より推定)
- ・支障除去等事業に係る費用:約1億円

(2) 滋賀県栗東市における不適正処理事案の概要等

安定型産業廃棄物最終処分場等において、許可品目以外の廃棄物の埋立や処分場内を深掘りして許可容量を超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分が行われたことにより、廃棄物の飛散流出のおそれ、浸透水を汚染させるおそれや高濃度の硫化水素や悪臭により生活環境保全上の支障等を生じさせた。

- ・投棄面積:48,541m²
- ・投棄時期:平成2年～平成8年
- ・廃棄物の種類:廃プラスチック類、ガラス陶磁器、がれき類、木くず等
- ・廃棄物量:720,000m³(推定)
- ・支障除去等事業に係る費用:約4億円

上記の2事案については、特定支障除去等事業実施計画(案)に基づき、平成24年度に支障の除去等が実施される予定です。

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年6月8日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸